

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 件 名 | イベント保険(オープンカウンタ方式による) |
| 2 業 務 場 所 | 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所 |
| 3 保 険 適 用 日 | 令和7年8月15日 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、
ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和7年7月17日 12:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人 水資源機構 草木ダム管理所
電子メール nyukei_kusaki@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300 |
| 5) 担当者 | 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和7年7月10日 12:00 まで |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和07年07月18日 12:00 までとします。 |
| 8) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 6 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後の一括支払</u> となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

イベント傷害保険
仕様書

令和7年6月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

1 件 名

イベント傷害保険

2 保険契約者及び被保険者

- (1) 保険契約者 独立行政法人水資源 機構渡良瀬川ダム総合管理所
- (2) 被保険者 草木ダム見学会の参加者

3 保険適用日

令和7年8月15日

4 保険の種類

草木ダム見学会に参加する者のケガ、死亡に対応する保険（普通傷害保険・レクリエーション特約付帯）

5 保険金額

1名あたり

死亡・後遺障害	700万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金 入院時	30,000円
外来時	15,000円
通院保険金日額	2,000円

熱中症危険補償特約 あり

6 対象イベント参加者数等

300名

ただし、本資料は現時点での想定であり、追加変更等があり得る。

7 その他の事項

- (1) 契約締結等の事務について損害保険代理店を介して行うこととする。なお、代理店の選定は、任意に選定してよいが、契約期間開始前までに機構担当者を選定した代理店を明示した書面を提出すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項、又は、契約後疑義が生じた場合は、渡良瀬川ダム総合管理所総務課と協議して決定するものとする。